

ギリシャ国内制限措置の詳細と外出時の申告方法など (5月14日午前6時から5月24日午前6時までの間)

5月14日以降、日中の外出制限が解除されましたので申告は不要となりました。夜間については、下記のとおり、必要不可欠な理由での外出が認められていますが、外出時の申告等が必要となります。

■1 夜間の外出禁止

ギリシャ全土において午後0時半から午前5時までの間、夜間外出を禁止するが、以下の必要不可欠な理由による外出は例外とする。

【夜間外出禁止措置の例外】

- (1) 通勤及び仕事上の理由で移動する場合(雇用主による証明書が必要)
- (2) 医療上の理由による移動する場合(医師、病院、薬局の予約等、下記3による申告が必要)
- (3) 1人でペットの散歩をする場合(下記3による申告が必要)

■2 外出する際の注意事項

- (1) IDカードまたはパスポートを携帯しなければならない。
- (2) 職場への移動に関しては、IDカード・パスポート等の提示に加え、雇用主等の証明書(電子もしくは紙媒体)の提示義務がある。民間部門の従業員等は、雇用主が「ERGANI」システムにおいて電子申請を行い、証明書は移動に必要な時間帯についてのみ有効。自由業の場合には同システムにて電子申請を行う。公共部門の職員等は人事担当者が電子申請を行う。
- (3) 外出制限に係る違反金は原則として300ユーロ。
- (4) 外出時は、申告書を記載し携帯しなければならない(下記3参照)。

■3 外出時の申告方法

- (1) 定型書式の申告書を記載して携帯する方法
下記書式(ギリシャ語)に必要事項を記載して携帯する。
 - PDF版
<https://forma.gov.gr/docs/vevaiosi-metakinisis.pdf>
 - ワード版

<https://forma.gov.gr/docs/vevaiosi-metakinisis.docx>

【書式記載要領】

上部(MEROS A): 氏名、生年月日、住所、移動時間

中部(MEROS B): 該当する外出理由を選択

B1: 医療上の理由での外出

B6: ペットの散歩

下部: 現在地、日付、氏名右側署名

(2) 上記書式以外に手書きの申告書を作成し携帯する方法

手書きで、氏名、住所、移動理由、目的地住所、日時、署名を記載した申告書を携帯することで、上記書式に代えることができる。

申告方法の詳細(ギリシャ語)

<https://forma.gov.gr/#written>